



社会貢献の森における国民参加の森林づくり活動の公示

茨城森林管理署は、下記のとおり社会貢献の森における森林づくり活動の協定の締結を予定しているので公示します。

この活動についてご意見がある方は、下記4に従って期日までに提出していただきますようお願いいたします。

記

1 活動希望者の名称

すいふ恵海の森づくり事業実行委員会 委員長 須賀川 悦久

2 「社会貢献の森」の概要

- (1) 位置 茨城県常陸太田市上高倉町
字男体国有林2074イ林小班
- (2) 面積 5.19ha
- (3) 主な活動内容 植付、下刈

3 協定項目

別添「協定書」(案)のとおり

4 意見書

(1) 意見書の宛先

①郵送の場合

〒310-0852

茨城県水戸市笠原町978-7 茨城森林管理署 業務第一課森林ふれあい係

②ファクシミリ

FAX 029-243-7125

③電子メール

ibaraki_postmaster@rinya.maff.go.jp

(2) 提出期限

平成24年 4月27日

(3) 意見書提出の留意事項

ア 意見を提出される方の氏名、住所、電話番号、(法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地及び電話番号)を記載して下さい。

なお、意見書提出者の氏名、住所、電話番号は意見に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

イ 意見は日本語で記載して下さい。

ウ 電話及び面談による意見はお受けできません。

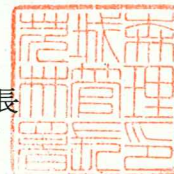
(4) 意見書の処理方法

いただいた意見につきましては、国民参加の森林づくりの推進に参考とさせていただきます、ご意見の要旨及び当該意見の処理結果を公表します。

なお、ご意見を提出いただいた方の氏名等は公表いたしません。

平成24年 3月28日

茨城森林管理署長



社会貢献の森における森林整備活動に関する協定書（案）

茨城森林管理署長(以下「甲」という。)と、すいふ恵海の森づくり事業実行委員会委員長 須賀川 悦久(以下「乙」という。)は、社会貢献の森における森林整備等の活動に関し、次の通り協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく社会貢献の森における森林整備等の活動（以下、「本活動」という。）が、円滑に実施されることを目的とする。

第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、茨城森林管理署男体国有林2074イ林小班の面積5.19haを社会貢献の森として乙に活動させるものとする。

なお、社会貢献の森の名称は「すいふ恵海の森」とする。

第3（全体活動計画書の提出）

乙は、本活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては本活動を実施する前までに甲へ提出するものとする。また、年度途中で本活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

第6（活動の実施）

- 1 乙は、別紙様式1及び2の計画に沿って本活動を実施するものとする。
- 2 甲及び乙は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。

第7（入林の際の連絡・調整）

乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、本活動内容、入林期間等を、甲に書面（Eメール及びFAXによる場合も含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。また、乙は、乙のほかに本活動に参加するため入林させる者（以下、「活動参加者」という。）がいる場合は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

第8（安全確保等の措置）

- 1 乙は、本活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、活動参加者の事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等の活動参加者の安全確保に努めるものとする。
- 2 乙は、本協定に基づく活動参加者の安全を責任をもって確保するものとする。万一、活動に伴い事故等が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、乙及び活動参加者間であらかじめ明確にしておくこととする。

第9（経費の負担）

本活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

第10（立木竹等の所有権等の権利）

乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、本活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

第11（施設の設置等）

- 1 乙は、本活動に必要な施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。
- 2 乙は、本活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。ただし、甲がその必要がないと認めた時はこの限りではない。

第12（法令等の遵守）

乙は、本活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

第13（山火事防止等の措置）

- 1 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊もしくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

- 2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意させるものとし、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙は、活動参加者に対して、本活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

第14 (損害賠償)

乙は、入林中にその責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

第15 (活動の円滑な実施への協力)

甲は、本活動が円滑に実施されるよう、本活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

第16 (社会貢献の森の適切な管理)

甲は、社会貢献の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

第17 (協定の破棄)

甲は、次の場合協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は事前に通知するものとする。

- 1 本活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた本活動の実施の見込みがない、又は本活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 社会貢献の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合
- 5 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不相当であると認められる場合

第18 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成24年 月 日から平成26年 3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定は、乙から本活動更新の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新でき

るものとする。

第19（その他必要と認められる事項）

この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 茨城県水戸市笠原町978-7
茨城森林管理署長 関下 俊則

(乙) 茨城県常陸太田市上高倉町3012番地
すいふ恵海の森づくり事業実行委員会
委員長 須賀川 悦久

